

めざす子ども像は 「人と人とのつながりを大切に たくましく生きる子」！！



令和2年度より、八雲中学校区は
コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度を導入します！！

令和2年7月

**守口市立八雲中学校区
学校運営協議会**

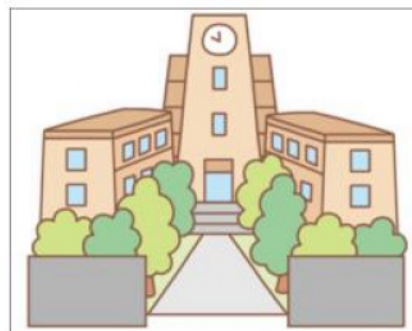
1 はじめに ～コミュニティ・スクール とは？～

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)は、保護者や地域住民の代表が特別職の地方公務員の身分である学校運営協議会委員となり、これまでのような学校運営に係る「協力者」から一歩前進し、学校運営の「当事者」として、校長が作成する学校運営の基本的な方針等の承認や、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行うものです。これは、社会の急速な変化が進んだ予測困難な時代を生きる子どもたちの生きる力をさらに伸ばしていくためには、学校と家庭・地域の連携をさらに深め、地域総がかりで子ども達の教育を進める必要があるためです。守口市でも平成30年度よりさつき学園で先行的な取組みが始まり、令和2年度より、すべての中学校区でコミュニティ・スクールが導入されることとなります。

2 コミュニティ・スクール制度の導入に向けて

八雲中学校区でも、市の方針を受け、平成31(令和元)年度から、八雲小学校・下島小学校・八雲中学校の学校評議員、学校支援コーディネーター、地域コーディネーター、三校のPTA及び学校代表17名で構成される八雲中学校区コミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げ、中学校区の現状を踏まえたコミュニティ・スクールの方向性やめざす子ども像について議論を進めてきました。

まず、コミュニティ・スクールの方向性の議論では、別に目新しいことを始めることなく、これまで八雲中学校区が大切にしてきた、地域ぐるみで子どもを育てることそのものである、コミュニティ・スクールの取組みを通して、子どものために地域の関わりをもっと深めていこうとする方向性が確認されました。



また、めざす子ども像の議論では、「あいさつできる子」をキーワードに人とのつながりを大切にする子をこれまで育ててきたこと、小・中学校は9年間を見通してペア・グループ学習や発表等、学ぶ姿勢を大切にする授業づくりに取り組んできたこと等を踏まえ、子どもたちに向けた委員それぞれの思いを練り上げていきました。周りの人とコミュニケーションできる子に育ててほしい、気持ちの強い子に育ててほしい、あいさつやありがとうを素直に言える子に育ててほしい、正しいことを正しいと言える・行動できる子に育ててほしい…その結果として、「人と人とのつながりを大切に たくましく生きる子」というめざす子ども像が提示され、この度発足した八雲中学校区学校運営協議会で正式に決定されました。

八雲中学校区に暮らす皆さんすべてで「人と人とのつながりを大切に たくましく生きる子」を共有し、それぞれの立場から子どもたちに関わっていただくことが次代を担う子どもたちの健やかで確かな成長につながります。そしてそのことを通して八雲中学校区に暮らす全ての皆さん同士のつながりがさらに深まっていくことを願っています。

3 八雲中学校区のめざす子ども像 ～コミュニティ・スクールの方向性～

こんな子どもに育ってほしいという目標や個々の子どもの成長はいろいろな物差しで測るべきですが、どの子どもより良い人生を送ってほしい、幸せになってほしいというのは、家庭ばかりでなく地域の願いです。八雲中学校区では、子どもたちがより幸せに生きていけるように、地域ぐるみで子どもの成長を支えるため、コミュニティ・スクールの制度を導入します。



コミュニティ・スクールとは、八雲中学校区として、子どもたちにつけたい力やこんな子どもに育ってほしいという願いを共有し、その方向性を踏まえて地域の諸団体や学校が子どもたちに関わり、その成長を支えていくものです。そのためには、八雲中学校区で生活するすべての人たちの子どもたちにかかる思いを練り上げていく必要があります。ここで提案する「めざす子ども像」をたたき台に、よりたくさんの人たちの思いが集まり、よりたくさんの人たちが子どもに関わり、子どもの成長を支えていく輪がさらに大きく広がることを願います。

キーワードは、「あいさつのできる子」

これまで八雲中学校区では、「あいさつのできる子」をキーワードに人とのつながりを大切にできる子どもたちを育ててきました。周りの人たちとコミュニケーションのできる子に育ってほしい、人の輪の中で人から愛される子に育ってほしい、社会で活躍できる子どもになってほしいなどの願いが、最初のコミュニケーションであるあいさつを大切にすることにつながりました。こうした学校・家庭・地域の見守りや声掛けの結果として、八雲中学校区の子どもたちはよくあいさつし、地域行事への参加も多くなっています。



八雲中学校区として大切にしてきたこと。

また学校では、これからの予測困難な時代に際して、学んだ知識や技能を活用してさまざまな問題を解決しようとする力、しかもチームとして他者とともに協力し解決しようとする力が求められることから、小中を通してペア・グループ学習や発表等、ともに学ぶ姿勢を大切にする授業づくりを進めてきました。授業ごとに学習課題に向き合い、まずは一人で考え、次に考えたことを交流し、お互いの意見を聞いて学びを深め、そして学んだことを振り返るプロセスを大切にしたい授業づくりを進めてきました。その結果として子どもたちの人と関わる力の向上や、学ぶ意欲が維持・向上するという結果が出ています。学ぶ意欲は、将来に対して、夢や希望を持ち、積極的に生きていこうとする力の基礎となります。また、学校での学習や人とより良くかかわる力をつけることは、人生の選択肢を増やすことにもつながります。



学校の学習活動を通じた人とつながる力も八雲中学校区として大切にしてきたこと、これからも大切にしていきたいことのひとつです。

4 学校教育の課題解決への取り組み

ただ一方で学校教育において課題も見受けられます。学習内容の定着を図るためにも家庭学習は大切ですが、その時間が十分にとれない子どもたちもいます。また、読書は語彙力を高めるばかりでなく、発想力や想像力、思考の幅を広げるなど人生を豊かにするものだとも言われますが、読書の習慣についても八雲中学校区の子どもたちには課題があります。



このような八雲中学校区の子どもたちの状況をもとに、地域として子どもたちの育ててほしい方向性を考えます。ただ、子どもたちの教育の第一義的責任を有するのは家庭です。生活の習慣や自立心、心身の調和のとれた発達を図るなど、子どもたちの生きる力の基盤を固め、将来に向けて努力しようとするなど積極的に生きようとする気持ちを育んでいかねばなりません。



しかし、このことは保護者の間のつながり、保護者と地域のつながり、保護者と学校のつながりを踏まえたものでもあります。保護者や地域の方々と子育ての悩みなどを共有し、子どものために最善をつくすことは、これまでの社会で大切にしてきたことであり、コミュニティ・スクールではさらにこの方向性を推進します。孤立ではなく連帯し、大変なこともうれしいことも地域のみんなで共有することが、地域住民にとって幸せとなり、子どもにとって健全に成長する基盤となります。何より八雲中学校区の子どもたちは、地域とのつながりのなかで成長してきていますから、さらにこの強みを生かすこととなります。

大切にしたい「めざす子どもの姿」

さて、このような八雲中学校区の子どもたちの状況を踏まえ、まず大切にしたいめざす子どもの姿は、「人と人とのつながりを大切にする子ども」です。ここには、あいさつを大切にする、いじめを許さないなど人の痛みや人の気持ちのわかること、自分の意見も他者の意見も同じように尊重できること、人に何かをしてもらうことが当たり前ではなくありがとうの感謝の気持ちを表せることなど、健全な判断や行動ができる良識をもつことも含められます。家族や仲間、地域の方々だけでなく、これから出会うさまざまな人たちとの出会いとつながりを大切にできる子どもたちに育つことがこれからの社会に、そして八雲中学校区に求められると考えました。



また、予測不能なこれからの時代をより積極的に生きていく「たくましく生きる子ども」もめざす子どもの姿です。人とのつながりを基礎に、ポジティブに考え、色んなことにチャレンジしていくことは、子どもたちの人生を切り拓く上で求められることです。色んなことに向き合い、色んな人と関わりあい、積極的にさまざまな課題を解決していったほしいと思います。特に、これからの時代は、地球規模で解決しなければならないこともたくさんあります。八雲中学校区の子どもたちには、これからの社会を担う大きな役割を果たす存在になってほしいと願います。

5 コミュニティ・スクールの目的と課題実現に向けた取り組み

こうした「人與人とのつながりを大切に」「たくましく生きる」子ども像を踏まえ、地域・家庭・学校がそれぞれの立場でめざす子ども像を実現するための取り組みを展開します。



例えば、学校では、これまでの取り組みをさらに推し進め、小中の授業のつながり等について研究を進め、子どもたちの学ぶ力や考える力、人と関わる力の向上に努めるとともに、家庭学習課題の工夫をはじめ、子どもたちの基礎学力を定着させる取り組みを展開します。

また、学校・地域では、これまで進めてきた異年齢交流や異世代交流等の中で、子ども達の人間関係を豊かにし、人と関わる力をより高めることをより意識した取り組みになるよう工夫します。リーダー役を務める・人の役に立つ体験等も工夫し、思春期特有の自己肯定感の落ち込みを底上げすることも意識した取り組みとします。

学校・家庭・地域がこれまでに進めてきた取り組みを土台に、ここで共有した「人與人とのつながりを大切に」「たくましく生きる」子どもの姿をより意識した取り組みを展開することが、地域ぐるみで子どもを育てることを効果的に進めることとなります。これがコミュニティ・スクールの一番大切な目的です。

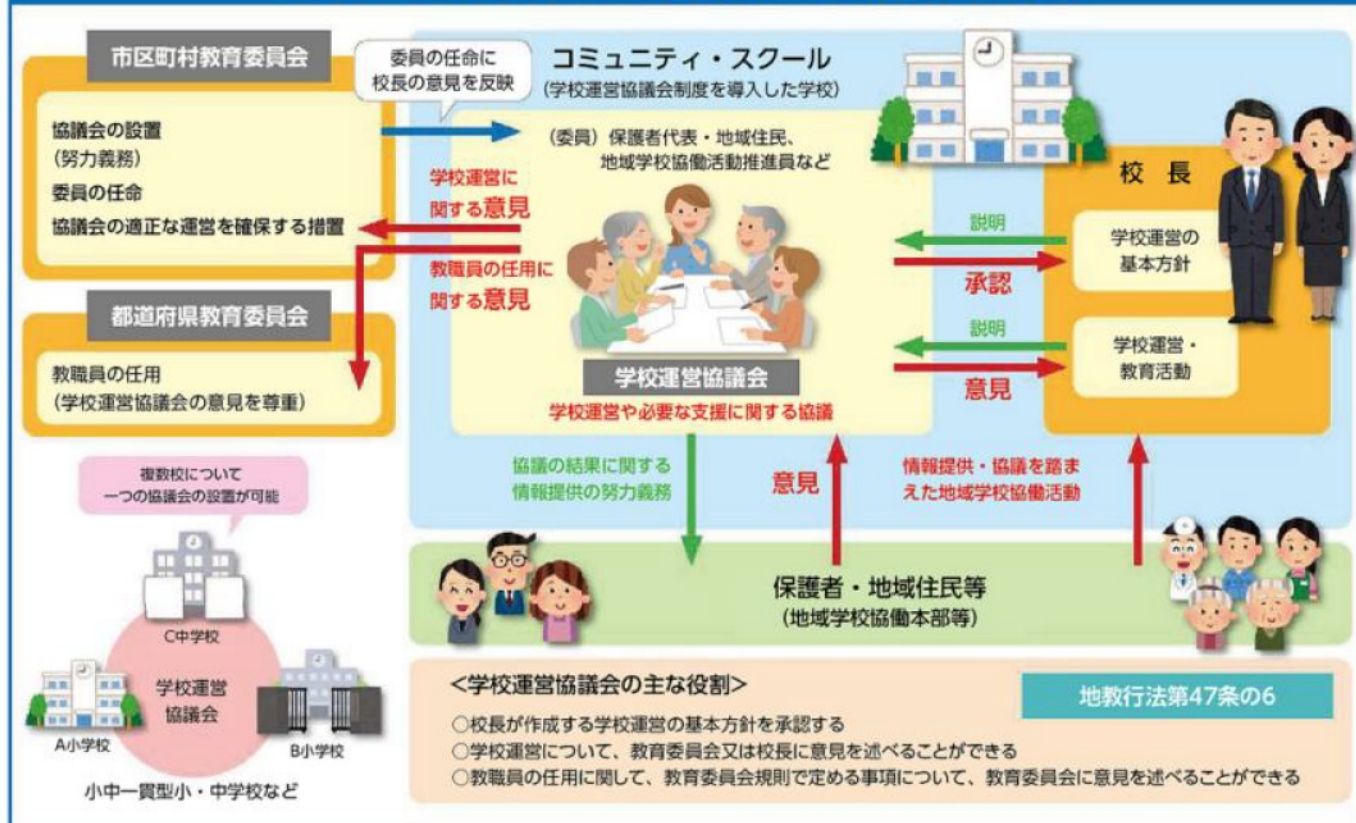


ただ、コミュニティ・スクールの目的はそれだけではありません。子どもたちのための取り組みをすすめることが、八雲中学校区のつながりをさらに深めることにつながります。子どものことを考える人たちが増えること、子どもたちのための取り組みをともに進める人たちが増えること、育てたい子どもの姿がはっきりするなかで、学校間のつながりや学校と家庭のつながりがさらに深まること、学校の教職員間のつながりが深まること、さらにはコミュニティに育ててもらった子どもたちがやがてはコミュニティの担い手になっていくことなど、さまざまなつながりが八雲中学校区のなかで深まることもコミュニティ・スクールの目的・効果のひとつになるのです。

令和2年度 八雲中学校区学校運営協議会委員(敬称略)

役職名	氏 名	所 属
会 長	奥田 時雄	コミュニティ・スクール(CS)推進委員、コミュニティ協議会運営委員代表
副会長	岡田 伸之	CS推進委員、コミュニティ協議会運営委員代表、青少年育成指導員会代表
委 員	小川 勝	CS推進委員、学校支援コーディネーター
委 員	木村 剛久	CS推進委員、学校支援コーディネーター、青少年育成指導員会代表
委 員	清水 智織	CS推進委員、八雲中学校PTA実行委員代表
委 員	松本 健嗣	CS推進委員、令和元年度学校評議員
委 員	村口 初美	CS推進委員、令和元年度学校評議員
委 員	尾崎 英和	CS推進委員、令和元年度学校評議員
委 員	小島 眞美	CS推進委員、令和元年度学校評議員
委 員	尾崎 衣津子	CS推進委員、主任児童委員
委 員	小林 佳代子	CS推進委員、学校支援コーディネーター
委 員	深田 恵美	CS推進委員、地域コーディネーター
委 員	藤木 壮	CS推進委員、八雲小学校PTA代表
委 員	谷口 誠	CS推進委員、下島小学校PTA代表
委 員	東 朝美	八雲小学校長
委 員	林 恵一	下島小学校長
委 員	寺本 毅	八雲中学校長

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



守口市立八雲中学校区学校運営協議会会則

令和2年7月3日制定

(名称)

第1条 本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5及び守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成30年守口市教育委員会規則第1号)に基づき、守口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が対象学校として明示した、守口市立八雲小学校、守口市立下島小学校及び守口市立八雲中学校(以下「各学校」という。)の3つの学校を1として守口市立八雲中学校区(以下「中学校区」という。)に設置する守口市立八雲中学校区学校運営協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び各学校の校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び中学校区が目指す子ども像「人と人とのつながりを大切にたくましく生きる子」の実現に取り組むことを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、会則に定める事項及び運営に関する全ての事項を協議し、議決し、実施する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について、各学校の校長が作成した毎年度の基本的な方針について協議し、承認する。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (6) その他校長が必要と認める事項

2 各学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校の運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、各学校の運営全般について、教育委員会又は各学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、各学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる意見を、教育委員会又は各学校の校長に対して述べることができる。ただし、当該職員が府費負担教職員であるときは、教育委員会を経由し、大阪府教育委員会に対して意見を述べるものとする。

- (1) 各学校の学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見
- (2) 個人を特定しての意見ではなく、各学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は大阪府教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、各学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、各学校の運営状況等について評価を行う。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、各学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努める。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、各学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 各学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、中学校区の住民、各学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 各学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱)

第8条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱した委員で組織する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 各学校の運営に資する活動を行う者

(4) 各学校の校長その他の職員

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、各学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱について、各学校の校長から意見を聴取する。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱する。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて原則6年を越えて在任することはできない。

2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び各学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 第8条の委員の報酬に関する事項は、守口市が別に定めるところによる。

(役員及び任期)

第12条 協議会に、会長及び副会長(以下「役員」という。)を置き、委員の互選により定める。ただし、各学校の校長その他の教職員を役員に定めることはできない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 役員の欠員により新たに定められた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長は、任期が終了しても、新たな会長が選出されるまでは、その職務を引き続き行う。

(顧問)

第13条 協議会に、顧問を置くことができるものとする。

2 顧問は、会長が推薦し、協議会の承認を得るものとする。

3 顧問は、協議会の相談に応じる。

- 4 顧問は、第10条の規定を遵守する。
- 5 顧問は、自ら辞職を申し出た場合や、第10条の規定に反した場合においては、協議会の承認ののち、顧問を退いていただくものとする。

(部会)

第14条 協議会に、部会を置くことができるものとする。

- 2 協議会は、部会活動を行うために必要と認めるときは、協議会委員以外の者(以下「部会委員」という。)を募集し、部会を組織できるものとする。
- 3 部会委員は、第10条の規定を遵守する。

(会議)

第15条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の委任状を含む過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ず会議に出席できない委員は、委任状の提出により表決を委任する。
- 5 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
- 6 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項その他の事項について会議録を調整し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第16条 協議会の会議は、特別の事情がない限り、公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員の解嘱)

第17条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会に委員の解嘱を申し出ることができる。

- (1) 本人から辞職の申出があった場合
 - (2) 第10条に反した場合
 - (3) その他解嘱に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解嘱する場合には、その理由を示さなければならない。

(会則の変更又は廃止)

第18条 本会の会則を変更又は廃止しようとするときは、第15条の規定による議決を得なければならない。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、八雲中学校内に置く。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、第15条の議決により別に定める。

附 則

この会則は、令和2年7月3日から施行する。



令和2年7月3日発行